

平成23年第2回砂川市議会定例会

平成23年6月22日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
報告第 2号 継続費の逡次繰越しについて
- 日程第 2 議案第 3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について
議案第 4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成23年度砂川市病院事業会計補正予算
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
報告第 2号 継続費の逡次繰越しについて
- 日程第 2 議案第 3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について
議案第 4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成23年度砂川市病院事業会計補正予算

○出席議員（14名）

議 長	東	英	男	君	副議長	飯	澤	明	彦	君		
議 員	一ノ瀬	弘	昭	君	議 員	増	山	裕	司	君		
	増	井	浩	一	君		水	島	美	喜	子	君
	多	比	良	和	伸	君		増	田	吉	章	君
	土	田	政	己	君			小	黒	弘	君	
	北	谷	文	夫	君			尾	崎	静	夫	君
	沢	田	広	志	君			辻		勲	君	

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	湯 浅 克 己
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
市立病院事務局長	小 俣 憲 治
市立病院事務局審議監	佐 藤 進
市立病院事務局審議監	氏 家 実
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯 浅 克 己
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 井 久 司
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 局 長	河 端 一 寿
-----------	---------

事務局長
事務局長兼庶務係長
議事係長

加茂谷和夫人
佐々木純人
吉川美幸

開議 午前 9時59分

◎開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて
報告第2号 継続費の通次繰越しについて

○議長 東 英男君 日程第1、報告第1号 繰越明許費の繰越しについて、報告第2号
継続費の通次繰越しについての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告申
し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰り越しいたしましたので、
地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

平成22年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費の地域活性化・きめ細かな事業4,648万8,000円、
同じく地域活性化・住民生活に光をそそぐ事業685万円の2事業について、全額を国庫
支出金、一般財源合わせて翌年度に繰り越しするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 報告第2号 継続費の通次繰越しについて
ご説明申し上げます。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により継続費を繰り越したので、同
規定により報告するものであります。

平成22年度砂川市病院事業会計継続費繰越計算書により、ご説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名は改築事業で、継続費の総額は143億1,
824万9,000円であります。平成22年度予算計上額年割額は62億8,984万
7,000円であり、前年度通次繰越額3億1,496万8,000円を合わせた66億
481万5,000円が平成22年度継続費予算現額であります。工事入札等により建設
費に執行残が生じ、支払い義務発生額が57億5,598万2,000円となったため、
残額の8億4,883万3,000円を翌年度の平成23年度へ通次繰り越しするもので、
財源内訳といたしましては企業債で8億4,880万円、損益勘定留保資金で3万3,0
00円を予定するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより報告第1号及び報告第2号の一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号及び第2号の報告を終わります。

◎日程第2 議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の
一部を改正する条例の制定について

議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成23年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第2、議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成23年度砂川市病院事業会計補正予算の5件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから議案第3号、第4号についてご説明を申し上げます。

議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、市長、副市長及び教育長の給料月額について、砂川市の厳しい財政状況及び地域の経済事情等を考慮し、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、附属説明資料によりご説明申し上げますので、3ページの議案第3号附属説明資料、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等新旧対照表をお開きいただきたいと思います。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、附則に第19項を加えるもので、第3条第1項各号の規定にかかわらず、平成23年7月1日から平成25年3月31日までの間に限り、給料月額及び期末手当及び退職手当の計算の基礎と

なる給料月額を市長は月額74万3,000円、副市長は月額60万8,900円に改正するものであります。これは、特別職の給料月額の改正で、本則と比べ市長は7%、5万6,000円を削減、副市長は5%、3万2,100円を削減するものであります。

第2条は、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正で、附則に第8項を加えるもので、第3条の規定にかかわらず、平成23年7月1日から平成25年3月31日までの間に限り、給料月額並びに期末手当及び退職手当の計算の基礎となる給料月額を54万4,100円に改正するものであります。これは、教育長の給料月額の改正で、本則と比べ3%、1万6,900円を削減するものであります。

附則として、この条例は、平成23年7月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国民健康保険税の課税限度額及び介護納付金課税額の税率を改正し、国民健康保険財政の健全な運営を図るとともに、地方税法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、附属説明資料に基づき説明をいたします。5ページをごらんください。なお、附属説明資料ナンバー1の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第36条の3第2項は、市民税の申告の定めであり、地方税法の改正に伴う条文整理であります。

第54条第6項は、固定資産税納税義務者等の定めであり、地方自治法の改正に伴う条文整理であります。

第143条第2項、第3項、第4項の改正は、国民健康保険税の課税額の定めで、医療分であります基礎課税額の限度額について50万円を51万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額について13万円を14万円に、介護納付金課税額の限度額について10万円を12万円に改正するものであります。

第147条の3第1号の改正は、国民健康保険税、介護納付金の案分率の定めで、介護納付金課税額の税率100分の2.7を100分の2.5に改正するものであります。課税限度額については、地方税法施行令の改正により医療分が1万円、後期高齢者支援金分が1万円、介護納付金が2万円引き上げられたため、国民健康保険税の納税義務者のうち、介護保険分に該当する40歳から64歳の世帯の課税限度額が現行73万円が77万円となり、それ以外の世帯の限度額は現行63万円が65万円となります。この限度額を引き上げない場合には、経営姿勢が評価される特別調整交付金の交付基準に限度額を国と同額としていることが定められており、影響を及ぼすことになるため、それぞれ法令どおりに引き上げるものといたします。この限度額の引き上げに伴う全体の増収分は、平成23年

度の見込みでは182世帯、202万4,000円となります。この限度額の引き上げは、中低所得者の負担の軽減とされていることから、国保基金残高見込みなどを考慮し、今回は介護納付金分課税額の税率を0.2%引き下げることとし、この引き下げに伴う減少分の影響については平成23年度の見込みで107万3,000円を試算しているところであります。

課税限度額、介護納付金分課税額、税率の改正による影響につきましては、附属説明資料ナンバー2以降で説明をいたします。議案7ページ、附属説明資料ナンバー2をごらんください。これは、医療給付費分の課税額の比較表であります。表の中ほどに軽減額の欄がございますが、このうち超過額の行の網かけをしているところが今回の改正となります。一番右の合計欄で説明いたしますが、現行33世帯、限度額50万円が改正案では32世帯、限度額51万円となります。限度額を超過する世帯が1世帯減り、32世帯になりますが、差の1世帯は50万円から51万円間の税額となる方であり、合計いたしますと、限度額引き上げが影響する世帯は33世帯、年税額で32万3,000円の増、収入見込みで29万9,000円の増となります。

次に、8ページの附属説明資料ナンバー3には、後期高齢者支援金分についての課税額の比較表であります。前の表と同様に、中ほどの軽減額の超過額の行の網かけをしているところが今回の改正となります。一番右の合計欄で説明をいたしますが、現行81世帯、限度額13万円が改正案では63世帯、限度額14万円となります。これは、限度額を超過する世帯が18世帯減り、63世帯になりますが、差の18世帯は13万円から14万円間の税額となる方であり、合計いたしますと、限度額引き上げが影響する世帯は81世帯、年税額で68万2,000円の増、収入見込みで63万2,000円の増となります。

次に、9ページの附属説明資料ナンバー4には、介護納付金分についての課税額の比較表であります。この表の改正による影響では、上段にあります所得割の欄と中ほどにあります軽減額の超過額欄が今回の改正となります。所得割について一番右の合計欄で説明いたしますが、現行税率2.7%が2.5%となり、所得割の税額ベースで163万4,000円の減となります。次に、軽減額の超過額ですが、中ほどの一番右の合計欄で説明いたしますが、現行68世帯、限度額10万円が改正案では41世帯、限度額12万円となります。これは、限度額を超過する世帯が27世帯減り、41世帯になりますが、差の27世帯は10万円から12万円間の税額となる方であり、限度額引き上げが影響する世帯は68世帯、年税額で税率の引き下げの影響もあり166万4,000円の増と見込んでおりますが、介護納付金分の限度額引き上げによる増額の影響と税率引き下げによる減少分を合わせた影響は、年税額で3万円の増、収入見込みは2万円の増と推計しております。

次に、10ページの附属説明資料ナンバー5は、給与収入で2人世帯の場合で介護納付

金がない世帯の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、右側の欄にあります。税率の見直しはなく、限度額のみ2万円の引き上げとなります。この表にありますとおり、所得400万以下の世帯の負担は変更がありません。備考欄をごらんください。ここには限度額を引き上げるにより影響が生じる所得段階を記載しております。支援分の限度額の引き上げの影響は、給与収入で574万8,000円を超える世帯から影響し、年収616万4,000円を超えると1万円が増額となります。また、医療分は、給与収入747万8,000円を超える世帯から影響し、年収760万9,000円を超えると1万円が増額となります。

同様に、11ページの附属説明資料ナンバー6には、給与収入で2人世帯の場合で介護納付金がある世帯の所得段階別比較表を添付しております。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しております。今回の改正では、介護分の所得割で0.2%引き下げを行い、限度額で4万円の引き上げとなります。この表にありますとおり所得40万以上から減額となりますが、限度額の引き上げの影響から、所得400万円以上の世帯からは増額となります。備考欄をごらんください。限度額を引き上げることによる影響ですが、介護分の影響は給与収入で514万4,000円を超える世帯から影響し、年収614万4,000円を超えると2万円が増額となります。支援分と医療分の影響は、先ほどと同様であります。

以上が国民健康保険税における限度額の引き上げ、介護納付金分の税率引き下げに関する影響の附属説明資料の説明であります。

次に、5ページに戻りまして、附属説明資料ナンバー1をごらんください。中ほどにあります第156条第1項の改正から説明をいたします。第156条第1項は、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収の定めで、地方税法の改正に伴う条文整理であります。

第159条の改正は、国民健康保険税の減額の定めで、軽減後の課税限度額を基礎課税額について50万円を51万円に、後期高齢者支援金等課税額について13万円を14万円に、介護納付金課税額について10万円を12万円に改正するものであります。

第162条第1項の改正は、保険料の減免の定めで、減免措置の期限を廃止するもので、当分の間期限を設けずに減免措置を継続するものであります。

次に、附則についてであります。附則第20条の7は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の定めで、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例を定めるもので、今回の東日本大震災により損失を受けた者について、通常は損失を受けた年の所得が控除対象となりますが、納税義務者の選択によりさかのぼって前年の所得より控除できることとし、市民税について今年度からの軽減措置を図ろうとするものであります。

附則第20条の8は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例の定めで、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を定めるもの

で、東日本大震災により居住する住居がなくなった場合においても、従前控除対象だった残期間について引き続き住宅借入金等特別税額控除が継続適用できることとするものであります。

次に、3ページに戻っていただきたいと存じます。下段にあります附則についてであります。

第1条は、この条例の施行期日を定めております。公布の日から施行するもので、ただし、第54条の改正規定は地方自治法の一部を改正する法律の施行日から、附則に2条を加える改正規定のうち附則第20条の8の規定は平成24年1月1日から施行するものであります。

第2条は、国民健康保険税に関する経過措置の定めで、この条例による改正に関する部分は、平成23年度課税分から適用するもので、平成22年度分まではなお従前の例によるものであります。

以上が地方税法改正等による砂川市税条例の改正内容であります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、議案第5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由につきましては、商店街店舗整備事業に対する助成対象をこれまでの小売業に加え、飲食業及びサービス業に拡大し、商業地域等における店舗の新築等を促進するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、3ページの附属説明資料、砂川市中小企業等振興条例新旧対照表でご説明申し上げます。表の左側が現行で、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインで表示しております。

第8条は、商店街店舗整備事業に対する助成であり、第1項第1号は現行、小売商業店舗の新築等をしたときと規定していましたが、改正後は小売商業店舗等の新築等をしたときに改めるものであります。

附則としまして、この条例は、平成23年7月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,852万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億9,152万5,000円とするものであります。

第2条は、継続費であります。5ページ、第2表、継続費に記載のとおり、石山団地建設工事9,770万円について、平成23年度から24年度までの2カ年間の継続事業として、総額及び年割額を定めるものであります。

第3条は、地方債の変更であります。6ページ、第3表、地方債補正に記載のとおり、公営住宅建設事業債から過疎対策事業債までについて2億5,760万円を追加し、補正後の限度額を8億3,620万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるものは臨時事業となります。

初めに、22ページをお開きいただきたいと存じます。1款議会費、1項1目議会費で一つ丸、議会の運営に要する経費7万円の補正は、議会談話室に設置されているテレビを地上デジタル放送対応テレビに更新する経費であります。

次に、24ページ、2款総務費、1項1目一般管理費で二重丸、ふるさと応援寄附金に要する経費15万4,000円の補正は、ふるさと応援寄附金をされた市外在住の寄附者に対し、金額に応じて特産品を贈呈するための経費及びPR用のパンフレットを作成するための経費であります。

同じく、5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費2億3,614万円の減額は、寄附金を事業目的に合わせ、社会福祉事業振興基金及びまちづくり事業基金に積み立てるほか、財政調整を行うため財政調整基金積立金の全額を減額するものであります。同じく、一つ丸、庁舎の維持管理に要する経費892万円の補正のうち、修繕料27万2,000円及びPCB廃棄処理等委託料269万6,000円の補正は、現在使用している毒性が強いPCBを含む高圧コンデンサの更新に係る経費と、これにより取り外した高圧コンデンサ1台に保管をしておりました3台を加え、室蘭市にあるPCB廃棄物処理施設に搬入し、処理するための経費であり、地域ごとに搬入年度が決められ、本年度は空知地域が該当するものであります。次に、トイレ改修工事費583万円の補正は、庁舎を訪れる人にとって使いやすい施設とするため、2階、3階及び地下の和式トイレ男女各1基を洋式化するとともに、1階の洋式トイレのドア部分を施錠ができるアコーディオンカーテンに改修するものであります。次に、備品購入費12万2,000円の補正は、総務課及び当直室のテレビを地上デジタル放送対応テレビに更新するなどの経費であります。

同じく、12目電算管理費で一つ丸、電算管理に要する経費1,346万1,000円の補正は、住民基本台帳法の改正により外国人住民を住民基本台帳の適用対象とすることとされたことから、住民基本台帳システムの改修を行うための経費であります。

同じく、13目まちづくり推進費で二重丸、協働のまちづくりに要する経費38万2,000円の補正は、新たにまちづくり協働課を設置し、協働のまちづくりに取り組むため、懇談会等の実施に要する会場借り上げ料のほか、各種事務経費であります。

次に、26ページ、同じく、3項1目戸籍住民基本台帳費で一つ丸、戸籍住民基本台帳

に要する経費33万9,000円の補正は、平成7年から使用しております戸籍窓口用のレジスターを更新するための経費であります。

次に、28ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、地域自立支援協議会に要する経費5万9,000円の補正は、障害者等が自立した日常生活、または社会生活を営むことができる地域社会の構築を目的として、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う地域自立支援協議会を本年度設置することから、これに係る委員報償及び事務経費であります。同じく、二重丸、障害福祉計画策定に要する経費27万8,000円の補正は、障害福祉サービスの総量や確保の方策を定めた障害福祉計画の平成24年度から26年度までの第3期計画を策定するための委員報償及び事務経費であります。

同じく、2項1目児童福祉費で二重丸、ファミリーサポートセンター事業に要する経費71万8,000円の補正は、就労環境の多様化などに伴う変動的、変則的な保育ニーズに対応するため、事前に会員登録の上、子供の送迎や預かりなど子育ての援助を受けたい方に援助を行いたい方を紹介するなど、相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を子育て支援センターで実施するための臨時保育士賃金、会員の保険料及び運営に係る事務経費で、道補助を受けて行うものであります。

次に、30ページ、4款衛生費、1項2目予防費で一つ丸、生活習慣病予防に要する経費236万9,000円の補正は、働く世代の一定の年齢に達した方に大腸がん検診の無料クーポン券を配付するとともに、検診手帳を交付することで受診の促進を図り、大腸がんの早期発見と早期治療に結びつけるための検診委託料及び事務経費で、国庫補助を受けて行うものであります。

次に、32ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で一つ丸、農業振興事業に要する経費588万8,000円の補正のうち、獣害防止柵整備事業補助金348万8,000円の補正は、シカなどによる農業被害を防ぐための電気牧さく設置に対し、農家負担の軽減を図るため農家負担分の一部を補助するものであります。次に、農業生産法人育成支援補助金240万円の補正は、農業従事者の減少、高齢化などによる耕作放棄地の発生を防止するため、離農者等の農地や耕作放棄地を引き受け、農地の有効活用を図る農業生産法人に対し、引き受けた農地の耕作に用いる農業用機械の取得に要する経費の一部について補助を行うものであります。同じく、一つ丸、北吉野コミュニティセンターの管理に要する経費で修繕料22万2,000円の補正は、経年で傷みが激しくなってきた敷地内の外灯を修理及び撤去するものであります。同じく、一つ丸、一の沢駐輪場の管理に要する経費で修繕料33万3,000円の補正は、施設の長寿命化を図るため、駐輪場のトイレ及びあずまやの屋根の塗装を行うものであります。同じく、二重丸、環境保全型農業直接支払交付金事業に要する経費40万9,000円の補正は、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、農業分野の有する環境保全機能を発

揮させるため、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援し、10アール当たり4,000円を道補助を受け交付するもので、国からも同額が対象農業者へ直接交付される事業であります。同じく、二重丸、農業者戸別所得補償制度推進事業に要する経費137万3,000円の補正は、本年度から本格実施されます農業者戸別所得補償制度を円滑に実施するため、地域農業再生協議会を設置し、制度の普及推進、作付面積等の確認、耕作放棄地の再生利用に向けた活動等を行うことから、同再生協議会の業務に係る事務費等を補助するもので、全額道補助金により行うものであります。

同じく、2項1目林業振興費で一つ丸、林業振興対策に要する経費2万3,000円の補正は、林業の担い手を確保するため、事業主、市町村及び道が掛金の一部を負担し、就労日数に応じて作業員へ奨励金を支給するもので、作業員1名に対する砂川市分の負担金であります。同じく、一つ丸、公的分収林整備推進事業費73万9,000円の補正は、砂川市森林整備事業計画に基づき、砂川市と分収林契約を締結した公的分収林を整備するもので、5.32ヘクタールの除間伐を行うための経費であります。同じく、二重丸、美しい森林づくり基盤整備事業に要する経費142万4,000円の補正は、砂川市特定間伐等促進計画に基づき、整備のおくれた森林機能の回復等を図ることを目的に、森林所有者が実施する宮城の沢地区の13.48ヘクタールを除間伐する事業について、事業費の2分の1について国から交付金を受け、支援する経費であります。

次に、34ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費656万1,000円の補正のうち、中小企業等振興補助金256万1,000円の補正は、砂川市中小企業等振興条例に基づき、商店街店舗整備事業として東2条北2丁目の飲食店、東1条北2丁目の貴金属の買い取り店に対し、空き店舗店内改装費の3割の助成及び空き店舗を賃貸借した小売商業店舗等の開店に対する賃借料の7割の助成を行い、また株式会社ホリほか3社の従業員16名分の中小企業大学校受講料の全額を人材の育成事業として助成するものであります。次に、プレミアム商品券発行事業補助金200万円の補正は、商店街における消費活動を促し、地域経済の活性化を図るため、年末商戦に合わせ、砂川商工会議所が実施する1セット1万円につき2,000円のプレミアムをつけ、1,500セット発行するプレミアム商品券発行事業に対し、その経費の一部を補助するものであります。次に、商店会連合会商品券発行事業補助金200万円の補正は、砂川商店会連合会が主催する夏及び冬の大売り出し商戦に向け、商店会連合会加盟店で利用できる商品券に係る経費を補助し、プレミアム商品券発行事業との相乗効果による商店街の活性化を図るものであります。

同じく、3目観光費で一つ丸、宣伝誘致活動に要する経費521万7,000円の補正のうち、観光パンフレット作成委託料70万9,000円の補正は、平成17年度に作成した観光パンフレットについて、交通アクセス情報を盛り込むなど全面改訂するための経費であります。次に、歓迎塔改修及び歓迎看板解体工事277万3,000円の補正は、

空知太地区に設置されている歓迎塔の老朽化が進み、電光表示ができない状況になっていることから、電光掲示板のかわりにアルミ複合板製の看板を設置し、本体部分の塗装を行うとともに、滝川市と奈井江町のそれぞれの境界に設置されている歓迎看板も老朽化が著しいため、解体するものであります。次に、観光サイクリング用自転車購入費47万6,000円及び自転車用車庫購入費123万2,000円の補正は、オアシスパークの眺望のよさを活用して、自然体験型観光としてサイクリングができる観光バスツアーの誘致などを図るため、サイクリング用自転車20台及び自転車を保管する車庫の購入に要する経費であり、その他の経費2万7,000円の補正は自転車の修繕料であります。

次に、36ページ、8款土木費、2項3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費2億7,054万円の補正は、道路改良舗装工事9路線、舗装工事4路線、交通安全施設工事2路線、側溝工事3路線、排水流末工事1路線に係る工事費、委託料、補償費に加え、来年度以降に工事を行う10路線の委託料であります。また、街路灯設置工事として、車両通行の安全を確保するため交差点などにLEDの街路灯5灯を設置するものであります。

次に、38ページ、3項1目河川費で二重丸、護岸改修事業費1,560万円の補正は、被害を未然に防ぐため、経年により決壊した護岸の復旧工事及び陥没した河川の横断管の布設がえを行うものであります。

次に、40ページ、5項1目市営住宅管理費で一つ丸、市営住宅の管理に要する経費7,313万円の補正のうち、公営住宅等長寿命化計画策定委託料335万円の補正は、平成21年度に屋根、外壁等の改善などの段階的な計画として策定した公営住宅等長寿命化計画と策定後5年を経過した公営住宅の全体的な目標管理戸数や建てかえ計画である公営住宅ストック総合活用計画の見直しを行い、新たに平成24年度から10年間を計画期間とする公営住宅等長寿命化計画の策定に係る経費であります。次に、工事請負費6,978万円の補正は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、段差解消、手すりの設置など福祉対応型として北光団地高齢改善工事3棟18戸、長寿命型として東町団地屋根、外壁改善工事1棟40戸、居住性向上型として東町団地灯油集中配管工事1棟40戸について国の交付金を活用して行うほか、団地環境の整備として東町団地の遊具設置工事を行うものであります。また、道営三砂団地において各種メーターの法定更新を行うとともに、凍結による転倒事故などの防止を図るため、自転車置き場の屋根改修工事を行うものであります。同じく、一つ丸、改良住宅の管理に要する経費1億480万円の補正は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、宮川中央団地において3棟72戸の排水管改修及び3棟60戸の屋根、外壁改善工事を行うものであります。

同じく、3目市営住宅建設費で二重丸、南吉野団地建設事業費3,284万円及び二重丸、石山団地建設事業費3,498万円の補正は、公営住宅ストック総合活用計画に基づく南吉野団地42戸の老朽住宅の除去及び80メートルの道路整備工事費並びに石山団地

の現地建てかえに伴う、平成23年度から24年度の継続事業分1棟6戸の建設及び16戸の老朽住宅の除却工事費であります。

次に、42ページ、9款消防費、1項1目消防費で一つ丸、砂川地区広域消防組合負担金1,023万4,000円の補正は、砂川消防署に配置している資機材運搬車及び防火号が老朽化していることから、おのおのの特徴を兼ね備えた多目的車1台を国の交付金を受け購入するための負担金であります。また、火災発生時の水利を確保するため、計画的な消火栓の設置を行うほか、水難救助用のボート、救急活動における感染防止対策用のオゾン除菌システムの購入及び東日本大震災における支援活動のための緊急消防援助隊の派遣に要する経費に対する負担金であります。

次に、44ページ、10款教育費、2項1目小学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費1,094万8,000円の補正のうち、修繕料256万5,000円の補正は、豊沼、中央、北光、空知太小学校体育館の遠赤外線放射暖房機を部品交換により延命化を図るものであり、清掃等委託料116万6,000円の補正は、清潔な教育環境の整備のため、カーペットを敷設している教室等の清掃を行うほか、児童のけが防止と床の延命化などを図るため、北光小学校の床にワックスを塗布するものであります。次に、工事請負費624万円の補正は、昨年度各小学校の遊具の安全点検により修繕できないものなどを撤去したことから、必要な遊具が設置されていない砂川、空知太、北光小学校に滑り台、ブランコ等をまちづくり事業基金を活用して設置するものであります。次に、備品購入費97万7,000円の補正は、設置年度が古いFF石油暖房機が、部品の確保ができず修繕対応もできないことから、砂川、空知太小学校の一部について購入するものであります。

同じく、3項1目中学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費1,188万1,000円の補正のうち、修繕料224万2,000円の補正は、中学校体育館の遠赤外線放射暖房機を部品交換により延命化を図るほか、砂川中学校体育館のバスケットボールラインを国際競技規則の変更に対応するためのものであり、清掃等委託料6万円の補正は、清潔な教育環境の整備のため、カーペットを敷設している教室の清掃を行うものであります。次に、備品購入費957万9,000円の補正は、中学校の机、いすが経年劣化により傷みが激しい状況であり、またJIS規格の変更ににより寸法等が変更されていることから、まちづくり事業基金を活用して普通教室の机、いすの更新を行うほか、設置年度が古いFF石油暖房機が、部品の確保ができず修繕対応もできないことから、石山中学校の一部について購入するものであります。

同じく、4項2目公民館費で一つ丸、公民館の管理に要する経費433万3,000円の補正のうち、耐震診断委託料339万4,000円の補正は、災害時の避難施設に指定されている公民館が昭和56年に施行された建築基準法に基づく新耐震基準以前の建物であることから、国庫補助を受け耐震診断を行うものであります。次に、備品購入費93万9,000円の補正は、大会議室のカーテン及び研修室等のブラインドが経年により傷ん

できたことから、更新を行うものであります。

同じく、3目図書館費で二重丸、子ども読書活動推進事業に要する経費18万1,000円の補正は、子ども読書活動推進計画に基づき、子供の読書活動に携わる人材の養成に取り組むための講師に対する謝礼及び乳幼児期から読書環境を整えるため、ブックスタート事業として6カ月の乳児健診時に1組1組に読み聞かせのアドバイスなどを行い、絵本とバッグを贈呈するための経費であります。

次に、46ページ、5項2目体育施設費で一つ丸、総合体育館の管理に要する経費280万6,000円及び一つ丸、海洋センターの管理に要する経費161万5,000円の補正は、公民館と同様に避難施設に指定され、新耐震基準以前の建物でありますので、国庫補助を受けて耐震診断を行うものであります。

同じく、6項1目給食センター費で一つ丸、学校給食の実施に要する経費183万8,000円の補正のうち、修繕料130万円の補正は、購入から12年を経過した食器洗浄機に洗浄力の低下が見受けられることから、老朽備品の交換を行うものであり、備品購入費53万8,000円の補正は、アルミ製の食器箱の腐食、破損が多く発生してきたことから、プラスチック製に更新する経費で、安全で安心な給食の提供に努めるものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては7ページ、総括でご説明申し上げます。12款分担金及び負担金6,000円の補正は、ファミリーサポートセンター事業に係る児童傷害保険の本人負担金であります。

14款国庫支出金1億1,052万6,000円の補正は、消防の多目的車整備事業、公営住宅の建設、改善事業等、公民館等の耐震診断事業に係る社会資本整備総合交付金及び大腸がん検診推進事業などに係る補助金であります。

15款道支出金248万4,000円の補正は、ファミリーサポートセンター事業、農業者戸別所得補償制度推進事業などに係る補助金であります。

17款寄附金360万円の補正は、17ページに記載の寄附金によるものであります。

18款繰入金1,430万9,000円の補正は、まちづくり事業基金繰入金のほか、財政調整基金からの繰り入れで財源調整をするものであります。

21款市債2億5,760万円の補正は、公営住宅建設事業債、公共事業等債、道路整備事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、48ページ以降に継続費に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 議案第2号 平成23年度砂川市病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。初めに、第1条は、今回の補正予算を第1号とするものであります。

第2条は、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を補正するもので、本文括弧書き中「不足する額4億5,803万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億5,803万9,000円」を「不足する額4億8,053万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億8,053万9,000円」に改めるものであります。これは、資本的支出で2,250万円増額し、支出の総額を31億7,694万6,000円とするものであります。

2 ページをごらんいただきたいと存じます。資本的支出2,250万円の増額は、1項建設改良費、1目改築事業費、1節建設費で立体駐車場実施設計費を2,250万円補正するもので、これは病院改築事業における立体駐車場の見直しを図っていく上で必要となる実施設計委託料であります。見直しを図っていく理由であります。新本館建設工事の着手後において駐車場の不足が生じていないか確認するため、市立病院及び市役所駐車場における病院利用者と病院職員の駐車台数を継続的に調査を行い、さらに新病院開院後においても継続して病院利用者の駐車利用等を調査した結果、計画駐車台数と比較してかなり余裕があったところであり、このことから、より実数に近い台数をもって見直しを図っていくこととしたところであります。

8 ページをごらんいただきたいと存じます。こちらの附属説明資料につきましてご説明申し上げます。向かって左側の変更前につきましては、平成18年度の基本設計をもとにして平成19年度に取りまとめを完了した実施設計で、立体駐車場台数611台、立体駐車場に隣接する平面駐車場台数23台を新病院の配置図をもってお示ししたものであります。これを向かって右側の変更後でお示ししたとおり立体駐車場台数を410台程度とし、立体駐車場に隣接する平面駐車場台数を70台程度に拡大し、見直しを図っていくものであります。

4 ページから7 ページについては関連資料でありますので、ご高覧いただきまして、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

6月23日は、議案調査等のため本会議を休会したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、6月23日は休会することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。

散会 午前10時58分